

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（土木局）財政援助団体監査（西宮市環境衛生協議会）出資団体監査（株式会社鳴尾ウォーターワールド）及び指定管理者監査（特定非営利活動法人にしのみやNPO協会）の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第12項の規定により公表します。

平成26年7月3日

西宮市監査委員 亀井 健
 同 鈴木 雅一
 同 ざこ 宏一
 同 八木 米太郎

付 記

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
土 木 局	平成25年11月25日	平成25年11月26日	平成26年5月12日
西宮市 環境衛生協議会	平成25年11月25日	平成25年11月26日	平成26年3月26日
株式会社 鳴尾ウォーターワールド	平成25年11月25日	平成25年11月26日	平成26年5月2日
特定非営利活動法人 にしのみやNPO協会	平成25年11月25日	平成25年11月26日	平成26年5月27日

措置の内容 別紙のとおり

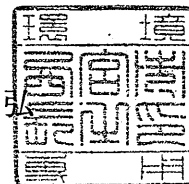


西環学発第82号
平成26年3月26日



西宮市監査委員 亀井健 様
同 鈴木雅一 様
同 上田さち子 様
同 町田博喜 様

西宮市長 河野 昌



監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|--------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 環境局 |
| 2 監査結果報告名 | 財政援助団体監査結果報告（西宮市環境衛生協議会） |
| 3 監査結果提出日 | 平成25年11月25日報告監第14号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

西宮市環境衛生協議会

財政援助団体監査報告書に記載の指摘及び改善要望事項
(平成 25 年 11 月 25 日付報告監第 14 号)

監査の対象

団 体：西宮市環境衛生協議会（以下「協議会」という。）

補助金：西宮市環境衛生協議会補助金

要 綱：西宮市環境衛生協議会補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 14-6 頁

4 事務処理等の状況

規約、金銭出納帳、補助金申請等関係書類を調査したところ、次のような状況が見受けられました。今後、適正な処理に努めてください。

西宮市環境衛生協議会専決規程で 50 万円以上の支出命令書は会長決裁で処理するとされていますが、事務局長決裁及び事務局次長決裁により支出している事例がありました。(協議会)

補助金等の交付申請に確定前の当初予算書(案)及び事業計画書(案)が添付されており、総会等での承認を確認できる資料が添付されていませんでした。(協議会)

各地区の実践活動助成金事業報告書及び収支決算報告書で記載内容が明確でない事例がありました。(協議会)

帳簿及び書類等が決められたファイルに適正に綴じられていない事例がありました。(協議会、所管部局)

(講じた措置)

について

今後、事務処理上の決裁区分については、十分に注意の上、処理をするよう努めてまいります。また、専決規定について、事務処理の実態に合うよう随時見直し、改定等を行うよう努めてまいります。

について

今後は、総会での承認を確認できる資料を添付いたします。

について

各地区の実践活動助成金事業報告書及び収支決算報告書について、今後は記載内容が明確となるよう各地区会長に指導いたします。

について

帳簿及び書類等について、適切な保管に努めてまいります。

5 む す び

前述の指摘改善事項であげたとおり、添付書類の不備や決裁処理の誤りなど軽微なミスが見られました。補助金は市民の税金であり透明性が求められることから、活動内容や補助金の使途について市民に対し一層の説明責任を果たせるよう努めてください。

(講じた措置)

ご指摘いただいた軽微なミスについては、今後は細心の注意をもって処理を行い、透明性のある協議会の運営に努めてまいります。

5 む す び

今後とも、市民など第三者に対し十分な説明責任を果たすとともに、社会的変化を踏まえた効果的な事業の推進を検討するなど、「文教住宅都市にしのみや」「環境学習都市にしのみや」にふさわしい持続可能なまちづくりの推進に努めてください。

(講じた措置)

透明性のある協議会の運営に努めるとともに、社会的変化を的確に捉え、市民のニーズに対応した事業を展開し、常に効果的な事業について検討を重ねることで、「文教住宅都市にしのみや」「環境学習都市にしのみや」にふさわしい持続可能なまちづくりの推進に努めてまいります。